

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、香川県総務部県民活動・男女共同参画課に備え置き、平成25年10月7日まで縦覧に供する。

平成25年8月16日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 申請のあった年月日

平成25年8月7日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人瀬戸内オリーブ基金

岩城 裕

小豆郡土庄町豊島家浦3837番地4

3 定款に記載された目的

(変更前)

この法人は、瀬戸内海周辺一帯及び流域で行われる、植樹・育苗等を中心とする自然再生、地域再生にかかる事業に対して、資金助成等を行い、基金を正会員以外の者に分配し、次の世代に美しいふるさとを残すことを目的とする。

東日本大震災の被災地域に前項の規定を準用する。

(変更後)

この法人は、瀬戸内海周辺一帯及び流域で行われる、植樹・育苗等を中心とする自然再生、環境保全、地域再生にかかる事業に対して、資金助成等を行い、基金を正会員以外の者に分配し、次の世代に美しいふるさとを残すことを目的とする。

東日本大震災の被災地域に前項の規定を準用する。